

平成 2 6 年 度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成27年11月27日

監査の対象 高砂漁業協同組合（高砂市青年の家指定管理者）

第3 監査の範囲

平成26年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書、収支決算書、財務諸表等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

高砂漁業協同組合は、指定管理者として平成24年度から平成28年度までの5年間を基本協定による協定期間として、高砂市青年の家の管理及び運営を行っている。平成26年度の年度協定書による指定管理料は20,522,000円である。施設の維持修繕については、1件当たりの金額が50万円未満は、指定管理料の範囲内で行うこととしている。

平成24年度から指定管理者として管理運営を行った結果、利用者数は、高砂市直営時に比べ大幅に増加し、自主事業も含めて幅広く事業を行っている。

平成26年度については、宿泊利用者数は前年度とほぼ同じであるが、宿泊利用料については、一般の利用が少なく、小中学生の利用が多くなったため、217,470円(8.4%)減少している。貸館業務も含め、ホームページ等において利用促進のPRを積極的に実施されたい。

休館日は月曜日であるが夏休み期間中（7月20日から8月31日まで）は連続して開館している。今後も引き続き利用需要に応じた運営を実施されたい。

利用許可申請書、減免申請書、利用料金の収入状況についてはおおむね適正に処理

されていた。しかしながら、当日の納入もあり、冷暖房費については精算払いとして
いるとのことであり、規定では5日前までに前納となっていることから、実態にあつ
た規定または、収入手順について検討を加えられたい。

アンケートの実施、利用者への予約状況の提供、暴力団排除に関する取組等の運営
業務については的確に処理されていた。個人情報取扱ポリシーと個人情報取扱規程を
確認したところ内容がほぼ同じであったため、その内容について再度検討されたい。

委託業務については、合併式浄化槽清掃管理をはじめ多くの業務を委託している。
保守点検業務については、複数年の一括契約とし管理経費の縮減に努めている。光熱
水費についても関西電力から新電力に切り替えたとのことであり、今後も引き続き経
費の縮減に努められたい。

修繕については、駐車場の陥没箇所の補修、体育室屋根材の剥離修理、研修室のカ
ーテン更新等を行っている。昭和57年竣工の建築物であり、施設・設備の老朽化に
伴う修繕が今後も多く発生すると思われる。宿泊室、体育室のカーテン、宿泊室の畳
の更新については、要望しているとのことであるが、施設全体の改修も含め教育委員
会と十分協議されたい。

貸借対照表（平成26年12月31日現在）の現金、預け金を確認したところ、適
正に処理されていた。負債の部における1.流動負債(3)その他流動負債4,000,000円に
ついて確認したところ高砂漁業協同組合（一般会計）からの借入金であり、精算も可
能と思われることから、その取扱いについて検討されたい。

今後も青少年の健全な育成を図るために設置されたこの青年の家について、施設改
修も含め利用者が過ごしやすい環境を整備され、本事業をさらに発展存続されるよう
要望します。